

**港区生活・就労支援センター事業運営
及び被保護者就労支援・求人開拓業務
委託事業候補者募集要項**

令和5年11月

港区保健福祉支援部生活福祉調整課

目 次

	はじめに	1
1	事業概要	1
2	参加資格	2
3	選考スケジュール（予定）	3
4	配付書類等	3
5	質問書の受付・回答	4
6	企画提案書等の提出	4
7	事業候補者の選考と審査	5
8	提案にあたっての注意事項	6
9	その他	6
10	選考結果の公表について	7
11	開示請求	7
12	担当・連絡先	7

はじめに

区では、平成27年1月に、港区生活・就労支援センターを開設し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく業務、並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活保護受給世帯への就労支援業務を、生活困窮者及び生活保護受給世帯等（以下「支援対象者」という。）に対し実施することにより、支援対象者の自立の促進を図っています。

本業務は支援対象者と支援員との間における信頼関係及び専門性が業務遂行の前提となり、業務の継続性と安定性が求められることから、高度な専門性と豊富な経験を有し、業務を履行できる適切な推進体制を確保するとともに、意欲的に取り組む姿勢をもつ事業者をプロポーザル方式により募集するものです。

1 事業概要

(1) 事業名称

港区生活・就労支援センター事業運営及び被保護者就労支援・求人開拓業務委託
（以下「本業務」という。）

(2) 所在地

港区六本木5丁目16番45号
麻布地区総合支所2階

(3) 業務内容

業務内容は、下記のものに示されているとおりです。

・【別紙1】仕様書

(4) 品川公共職業相談所窓口の併設

「港区、東京労働局及び品川公共職業安定所が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書」に基づき、港区生活・就労支援センターには、品川公共職業相談所（ハローワーク品川）の常設窓口（生保型）が併設されています。

(ア) 窓口名

みなとジョブスポット

(イ) 実施事業

生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領（平成25年3月29日厚生労働省職業安定局長通知）に基づく「生活保護受給者等就労自立促進事業」（予約制）

(ウ) 配置職員

就労支援ナビゲーター（ハローワーク職員） 2名（常駐）

(エ) 設置機器

求人検索端末2台

(5) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※契約は、単年度となります。なお、令和10年度までの契約については、適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、毎年度事業候補者として推薦します。

(6) 事業規模

91,148,000 円程度 (税込) までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

2 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としてします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (3) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象とはなりません。
- (6) 「別紙 1 仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※ (5) の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、【別紙 2】港区生活・就労支援センター事業運営及び被保護者就労支援・求人開拓業務委託事業候補者選考基準を参照してください。）。

3 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和5年11月6日（月）から 令和5年12月6日（水）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和5年11月20日（月）午後5時まで
質問一斉回答	令和5年11月27日（月）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和5年12月6日（水）午後5時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和5年12月第3週
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年12月28日（木）
第二次審査結果通知	令和6年1月下旬以降
契約手続き	令和6年2月以降
業務委託開始	令和6年4月1日（月）

4 配布書類等

(1) 配布場所

「12 担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和5年11月6日（月）から令和5年12月6日（水）まで

※午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和5年11月6日（月）から令和5年12月6日（水）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

① 募集要項

② 【別紙1】仕様書

③ 【別紙2】港区生活・就労支援センター事業運営及び被保護者就労支援・求人開拓業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

① 【様式1】質問書

② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

③ 【様式3】共同事業体構成書

④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

⑤ 【様式3-3】委任状

- ⑥ 【様式4】 事業者概要及び業務実績
- ⑦ 【様式5】 業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑧ 【様式6】 業務従事予定者の配置計画、実施スケジュール及び実施方針
- ⑨ 【様式7】 企画提案書：管理運営について
- ⑩ 【様式8】 企画提案書：安全管理について
- ⑪ 【様式9】 企画提案書：自立相談支援事業について
- ⑫ 【様式10】 企画提案書：就労（準備）支援事業について
- ⑬ 【様式11】 参加辞退届

5 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和5年11月20日（月）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】 質問書に必要事項と質問を記入の上、「12 担当・連絡先」までFAXまたはメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和5年11月27日（月）に、全ての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和5年11月6日（月）から令和5年12月6日（水） 午前9時から午後5時まで
※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所2階 保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当（201番窓口）

TEL 03-3578-2463

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

【港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合】

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出が必要です。

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）

(イ) 印鑑登録証明書

- (ウ) 財務諸表（最新の事業年度のもの）
- (エ) 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）
- (オ) 許可等の証明書（写）
- (カ) 区内事業者認定通知（認定を受けている事業者のみ）

② 【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書

※③～⑥は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出。

- ③ 【様式3】共同事業体構成書
- ④ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 【様式3-3】委任状 ※代理人が契約権限を有する場合のみ
- ⑥ 登記簿謄本

⑦ 加点对象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。

【別紙2】港区生活・就労支援センター事業運営及び被保護者就労支援・求人開拓業務委託事業候補者選考基準参照。

⑧ 【様式4】事業者概要及び業務実績

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

- ⑨ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑩ 【様式6】業務従事予定者の配置計画、実施スケジュール及び実施方針
- ⑪ 【様式7】企画提案書：管理運営について
- ⑫ 【様式8】企画提案書：安全管理について
- ⑬ 【様式9】企画提案書：自立相談支援事業について
- ⑭ 【様式10】企画提案書：就労（準備）支援事業について
- ⑮ 【任意様式】見積書

(5) 提出部数

- ア 提出資料①から⑦ 1部
- イ 提出資料⑧から⑮ 正本1部、副本8部

※提出資料⑧から⑮は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む。)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

- ウ 提出資料（正本）データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください

(6) 留意事項

- ア 各資料はA4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。
- イ 補足資料は全体で10枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。
- ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

7 事業候補者の選考と審査

【別紙2】港区生活・就労支援センター事業運営及び被保護者就労支援・求人開拓業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

8 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ② 記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式10】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

9 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) FAX等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。

ます。

- (8) 業務委託に要する費用は、令和6年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (11) 港区生活・就労支援センター内の配置等の現地確認をご希望の場合は、「12 担当・連絡先」までお問い合わせください。お問合せの際は、訪問希望日時・訪問人数をお伝えください。なお、現地確認の際の質問等は受け付けません。質問がある場合は、「5 質問書の受付・回答」内に記載された期限及び方法に従ってください。

10 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

11 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

12 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区保健福祉支援部生活福祉調整課自立支援担当（区役所2階）

電話：03-3578-2463 FAX：03-3578-2439

メール：minato107@city.minato.tokyo.jp